

# 令和元年塩尻市議会 12月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 令和元年12月12日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第 1号 塩尻市斎場条例の一部を改正する条例

議案第 2号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例

議案第 3号 塩尻市公害防止条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例

議案第17号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第11号 字の区域の変更について

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生総務費5目環境衛生費、7目斎場費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、12款公債費、第2条地方債補正

議案第15号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

### ○出席委員

委員長 平間 正治 君

副委員長 樋口 千代子 君

委員 永田 公由 君

委員 山口 恵子 君

委員 横沢 英一 君

委員 小澤 彰一 君

議長 丸山 寿子 君

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

### ○議会事務局職員

議会事務局長 横山 文明 君

議会事務局次長 赤津 廣子 君

午前 9時57分 開会

○**委員長** おはようございます。定刻よりちょっと早いですけれども、全員お集まりのようですので、ただいまから12月定例会総務生活委員会を開会いたします。それでは、審査に入ります前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 改めましておはようございます。委員会をお開きいただきまして、ありがとうございます。提案を申し上げます各議案につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されたました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について、副委員長から説明をさせます。

○**副委員長** おはようございます。本日は議案8件の審査を行います。なお、委員会による視察及び懇親会の予定はありませんので、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しましては円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言につきましては必ずマイクを通していただきますようお願いを申し上げます。

---

#### 議案第1号 塩尻市斎場条例の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第1号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**生活環境課長** それでは、議案第1号塩尻市斎場条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案関係資料1ページからお願いいたします。

まず、1番の提案理由でございますけれども、塩尻市斎場の使用料を見直すことに伴いまして、必要な改正をするものでございます。

2番の概要でございますが、今回全庁の使用料・手数料の見直しに伴いまして、受益者負担の適正化を図るため、塩尻市斎場の使用料を改めるものでございます。

3番の条例の新旧対照表ですが、2ページをごらんください。本条例につきましては、斎場を利用しようとする者に使用料の徴収に関して定めているものでございまして、別表1は死亡者の住所が市内に有している者、下の段の別表2は本市以外の者となっております。新旧対照表につきましては、各区分ごとに右の現行から左の改正につきまして、別表第1の市内10歳以上の方で約36%の引き上げ、別表第2の市外10歳以上の方で約11%の引き上げとなっております。また、区分の中の汚物を、胞衣または人体の一部になど、用語を整理しているものでございます。

1ページに戻っていただきまして、この条例の施行につきましては、令和2年4月1日から施行したいものでございます。以上で説明は終わります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありましたらお願いします。

○**永田公由委員** 3割アップということは、ちょっとこれ上げすぎではないかという気がするのだけれども、この数字の根拠というのはどういうところにありますか。

○生活環境課長 今回全庁の使用料・手数料見直しに伴いまして、統一した様式により過去3年間の平均提供コスト、これは人件費とか物件費、維持整備費なのですけれども、それを平均利用者数で割りまして、1人当たりの原価を算出をしているところでございます。これによりまして、市内の住所の方ですけれども、原価が3万6,688円となりまして、受益者負担割合50%、2分の1ということで設定をしております、基準単価が1万8,344円となるところでございます。それと、県内の25施設の調査を行いまして、その結果からなのですけれども、大人料金では塩尻市は上位から10番目の料金ということになっておりまして、県内平均でいいますと、1万1,719円ということになりまして、現料金と比較しますと、約1,500円ほど低い料金となっております。これは10番目ということで、10番目までの平均値をとらせていただきますと、1万4,722円という数字になりまして、これを参考にさせていただきますと、利用者負担の急激な変化を避けると、考慮をいたしまして、1万4,000円をベースとしまして設定をさせていただいたところでございます。

なお、同じように市外住所の方も積算をさせていただきますと、基準単価が4万4,862円ということになりまして、県内平均でいいますと、上位10番目です。県内平均が4万2,840円という数字になりまして、今現在の料金から見ますと、6,850円低い料金ということになっておりまして、逆に同じように、10番目までの平均値をとったところ、4万9,234円ということになるわけなのですけれども、近隣の松本市、それから安曇野市の施設を考慮しまして、4万円というような設定をさせていただいたということでございます。以上です。

○永田公由委員 そういのはわかるのだけれども、市民の皆さんからすると、何でいきなり3,000円も上がるのという、例えば斎場がものすごく大きい赤字になっているとか、何とかという理由があれば別なのだけれども、別に塩尻造花に払う委託料が急激に上がったとか、そういうことはないわけだよね。それとか重油がうんと上がったとか、施設の維持管理が非常に上がったとかという理由があれば、それは納得できる部分もあるのだけれど、ただ単に庁内の使用料の見直しに合わせるとかという部分というのは、なかなか理解が得られないと思う。例えば、1割アップくらいだったら、しょうがないねという部分になるけれど、いきなり3割ということになると、ちょっといかなものかなという気がするのだけれども、その辺は十分検討はされてはいると思うのだけれども。

では、いい、続けて。10番目、10番目と言っているけれども、県内にはこの火葬場というのは幾つあるのですか。

○生活環境課長 県内26施設ありまして、25施設で調査結果をもとに説明させていただきました。

○永田公由委員 この1万4,000円になって、10番というのは変わらないわけですか。

○生活環境課長 今回改正をさせていただきますと、6番目になります。県内上位から6番目というふうになります。

○永田公由委員 そうすると、安いほうではないのだから。高いほうに分類されるということだよね。6番目ということは。

○生活環境課長 県内25施設ありますけれども、料金が同じところ設定しているものもありまして、そうしますと16分類くらいになりまして、そのうちの上位から6番目ということになります。

○永田公由委員 一番高いところは幾らですか。

○生活環境課長 佐久平斎場で大人2万3,000円という数字になります。

○永田公由委員 いいわ。ほかの人やってもらって。

○山口恵子委員 言葉の表現についてお聞きします。現行ですと、一番下、死産児の下が汚物の扱いになっています。多分実際には、出産扱いにならなかったケースも今までは汚物のほうに含まれていたのかなというふうに思いますが、改正案は、私はこのとおり表現を変えるほうがいいと思いますけれども、今まで何か汚物ということで問題になったケースとか、市民から何か問い合わせがあったりしたようなケースがあったのかどうかお聞きします。

○生活環境課長 今までそういった苦情と申しますか、そういうようなことはありませんでした。ただ今まで出産時、体外に出された胎盤等も産褥汚物という言葉が使われていたわけなのですけれども、その言葉の最後のところの汚物というものを使いまして、汚物というふうに表示をしていたわけなのですけれども、ちょっと表現の言い方がよくないのかなということで、県内の状況を見て、このように改正させていただいたというところがございます。

○山口恵子委員 では、確認になりますけれども、死産児というのは出産をしたケースになるのですけれども、すごく早い早産・流産とか、それで出産に至らないケースも実際にあるわけで、そういった場合は、こちらの4,000円のほうの扱いになるという理解でよろしいですか。

○生活環境課長 今回の胞衣または人体の一部という胞衣のほうにつきましては、13週未満で亡くなった方というふうに区切りをつけております。ですので、13週以上ですと死産児ということになります。

○委員長 ほかに。

○横沢英一委員 料金が、今回の場合、小数点とかあれから3桁ゼロになっているのですが、これは何か特別な理由があるのですか。

○生活環境課長 火葬料につきましては、消費税の対象の非課税部分に入るものですから、端数を出す必要性はないということ。あくまでも消費税ということではなくて、使用料の改正ということで、市民の皆さんにもわかりやすいように100円未満をゼロにまとめさせていただいたというものでございます。

○委員長 いいですか。

○横沢英一委員 前は10円単位になっていましたよね。今回は1,000円単位になっているものですから、なので、大分計算しやすいという程度の話かなと思っているのですが、そういうことではないわけですね。そういうことですか。しょうがないね。

○委員長 もう一回はっきりと。

○生活環境課長 計算しやすいようにとかわかりやすいようにまとめさせていただいたということで、端数につきましては、全て切り捨てたということでございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。先ほど永田委員の意見がありますけれど、それに関係した部分で、皆さんから御意見ありましたらお願いします。

○永田公由委員 市外が1割アップ。それで、市内が3割アップ。普通逆だよ、これ。市内が1割アップで、

市外が3割アップなら納得できるけれども、これは3,000円だからいいじゃないかと言うのだけれど、これ誰しもが通る道だよ。6万7,000市民、いずれはお世話にならないといけないもので、本当は逆にしてもらいたいんだよ。というか、何かこの1万4,000円という根拠がはっきりしないだよ。その辺のところ、もう一度、ほかの使用料も見直したということだもので、その辺のところもうちょっと理解できるように言ってくれないか。

**○生活環境課長** 今回の改正につきましても、今委員のほうからお話ありましたように、斎場の運営業務委託料のアップを考えているところがございます。それにつきましては労務費が大分上がってきているというようなこともございますし、施設の整備につきましても、大分老朽化をしてきておりまして、今バグフィルターとか等々の、結構お金がかかる部分のところの改修をしているところがございます。今回受益者負担、市内の場合50%ということで設定をさせていただいているわけなのですが、実際のところ、今現在ですと28%ということになっておりまして、今回の改正をいたしますと38%まで上がるということなのですが、実質的にはまだ50%までは行っていないという状況です。同じように市外の料金につきましては、実費ということで100%受益者負担をいただくということなのですが、実際的には、今現在ですと80%ということになっておりまして、改正後では89%ということで、これもまだ負担割合のところまでは行っていないというような状況で、今後見直しの段階で徐々に見直しをしていきたいというふうな考えでは思っておるところでございます。

**○委員長** しょうがないね。ほかにありますか。

**○小澤彰一委員** 本会議の際に、御質問したときに、今回値上げするものについて、パーセントをみんな計算してみたのですが、これはかなり高いですよ。根拠についてお尋ねしたのは、今永田委員からもありましたように、例えば重油代上がったとか、労務費が非常に高騰したとか、そういうものがあれば納得できるのですが、36%とか34%とか、この数字、本当に市民の方々が理解できるかどうか、それは私も疑問です。

それから、もう1つは、今消費税には関係ないにしても、消費税がアップしたり、あるいは高齢者医療が高騰することによって、老人の方々の貧困が非常にふえてきていて、老人のひとり暮らしの方だとか、本当に御夫婦だけで身寄りがなくて生きていらっしゃる方々については、大変遺族の方についても、負担感が大きいのではないかなという気がしています。それで質問なのですが、現行の場合に、先ほど横沢委員からあったように、端数があった、280円だとか220円という、この積算の根拠は何だったのでしょうか、かつては。現行は。

**○生活環境課長** 今の現行の料金につきましては、平成26年4月1日から改正させていただいております。その平成26年4月というのは、消費税改正で8%に上がった年になっております。これにつきましては、火葬料については非課税なのですが、それにかかわる物品、それから営繕修繕等につきましては、消費税が上乘せになったというようなことで、あわせて改正をさせていただいたという経過がございます。そのときは、丸めることなく8%をとったために、何十円という数字まで積算をされているということで、今回は消費税ということではなくて、一般的な労務の単価が上がったとか、工事費が上がったというようなことで、上げさせていただいているものですから、数字を丸めさせていただいたというものでございます。

**○山口恵子委員** 先ほどの説明ですと、業務委託料とか人件費など、いろいろな経費がかさむのでアップを考えているということでしたが、もしそういう理由であれば、両方同じ割合で上がるというなら、まだわかるのです

けれども、この差がこんなにも倍以上の差が出ているというところに、私たちも市民に説明をするときになかなか納得のいくような説明がしにくいというのが現状あるので、業務委託料など人件費などは、市内の方も市外の方も両方にかかっているものではないかなというふうに考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

**○生活環境課長** 今回、大幅に見直させていただいたというのは、全庁的な見直しがありまして、1人当たりの原価コストがどのぐらいになっているかということの積算をまずしまして、かけ離れていると言いますか、そのようなところで、徐々に上げさせていただきたいというようなことで、上げさせていただいたわけでございます。係る経費につきまして、それ相応の負担をとということで、考えを持っているところでございますけれども、いずれにしても、今までが低すぎたのかということもございまして、今、上がるものが結構上がってきているということで、追いついていないというような状況で、今回出させていただいたということでございます。

**○委員長** よろしいですか。ほかには。

いずれにしても、上げざるを得ない理由みたいなものは、わからないこともないのですが、いろいろ上げ幅とか等について、少し皆さんに、今、御意見を伺っていると、いかがかなというような意見も多いので、よく説明をしていただくように要望を委員長の立場からもしておきたいと思っております。

自由討議を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** 議案に対する討論を行います。ありますか。

**○永田公由委員** 今、委員長が言われたように、これについては、市民の皆さんにきちんと説明責任を果たしてもらってということを約束をしていただきたいと思いますので、その点、市民生活事業部長の発言をお願いしたいと思っております。

**○市民生活事業部長** ただいまの料金の改定について、いろいろ御意見をいただきました。これにつきましては、御理解がいただけるように、市民の皆さんと言いますか、御遺族になるわけですが、負担していただくのは、その方々につきまして、お手続き等に来られた際に、十分御説明をしていきたいと考えております。

**○委員長** よろしいですか。

それでは、議案第1号については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○委員長** 異議なしと認め、議案第1号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第2号 塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例について

**○委員長** 次に進みます。議案第2号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

**○地域振興課長** それでは、議案第2号塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案関係資料3ページをお願いいたします。1の提案理由ですが、塩尻市片丘新農業構造改善事業地域環境施設の使用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要ですが、農業者トレーニングセンターの照明使用料を改めるものなどです。農業者トレーニングセンターにつきましては、片丘小学校の体育館としても使用されている施設ですが、この照明使用料について、今回の全庁的な使用料等の見直しの中で、市民負担の公平性の確保という観点から、市内の同規模の学校体育館の照明使用料と同額となるように改正をするものなどがございます。

3の条例の新旧対照表ですが、まず、6ページからお願いしたいと思います。別表第2、農業者トレーニングセンター照明使用料の表ですが、現行の右側の表、区分4月1日から9月30日まで、午後7時から午後9時30分までの使用料530円については、550円に。区分10月1日から翌年の3月31日まで、午後6時から午後9時30分までの使用料530円を、同じく550円に改めるものです。また、当地域環境施設ですが、過去に施設の一部を指定管理者による管理をして、施設費用にかかわる収入を利用料として收受させていた経過がある関係で、条例の中で利用という文言を用いている部分があるわけですが、現在は指定管理者による管理を行っていないため、他の施設条例と同じように使用という表現に改めるものです。こちらの改正につきましては、新旧対照表の4ページから6ページまでとなっております。

3ページに戻りまして、4の条例の施行等ですが、令和2年4月1日から施行するものです。説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はございますでしょうか。

○小澤彰一委員 これについては、4%で、ほとんど影響がないかと思うのですが、これは時間区分ではなくて、7時から9時半までという時間帯で550円というふうに改めるということなののでしょうか。

○地域振興課長 学校の他の体育館につきましても、同じような設定の仕方となっておりますので、それにあわせて同じようにしております。

○委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第2号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第2号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第3号 塩尻市公害防止条例の一部を改正する条例について

○委員長 次に進みます。議案第3号塩尻市公害防止条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○生活環境課長 それでは、議案第3号塩尻市公害防止条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。議案関係資料7ページからお願いいたします。

まず、1番の提案理由でございますけれども、地下水源の保全及び地盤沈下の防止を図るため、必要な改正をするものがございます。

2番の概要でございますが、地下水の採取に係る届け出を義務づけるものでございます。

3番の条例の新旧対照表ですが、8ページからの新旧対照表をごらんください。初めに、改正する条文の全体を通しての内容といたしまして、アルプス地域地下水保全対策協議会という協議会があります。この協議会は、松本市、大町市、安曇野市、塩尻市の4市と周辺7町村及び長野県で構成をした協議会において、松本盆地の地下水源を将来にわたり守り、承継していくために広域的なルール、地下水の保全及び涵養に関する指針を、ことし2月に策定をいたしました。この指針に基づきまして、地下水の利用実態を把握するため、揚水機を使用する者に届け出をすることを加えるものでございます。

それでは、第2条第1項の用語の定義でございます。条例の前段に地下水保全に関する明記がないため、地盤沈下を公害に加えるものでございます。次に、9ページの第26条第1項で、地下水採取の届け出でございます。揚水施設、温泉を除く設備を設置する者は、設置工事を開始する日の30日前までに市長に届け出なければならないとし、揚水施設の吐出口の口径が25ミリメートル未満の場合は、この限りではないと定めたものでございます。第2項では、届け出をした者は、届け出た事項を変更、廃止するときは、その日から30日以内に、その旨を塩尻市長に届け出なければならないと定めたものでございます。以降、第30条、次の10ページの33条は第22条へ繰り上げるによりまして、引用部分の条ずれが生じているため手だてをしたものでございます。

7ページに戻りまして、この条例の施行につきましては、令和2年4月1日から施行したいものでございます。以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問等ございますか。

○横沢英一委員 まず、今、松本盆地の中が相当、地下水の関係、下がっている可能性、特に安曇野は新聞報道や何かで見るわけでございますけれども、届け出をさせるというだけで、規制の効果というのは出てくるのでしょうか。それと、もしかしたら、塩尻の現状をお聞かせをいただきたいと思いますが、お願いします。

○生活環境課長 今回は、地下水をくみ上げる機械を設置する際に届け出をする義務づけということで、これによりまして、市内井戸の把握をしまして、水質事故等があったときに浄化槽の設置の際の地下水の保全も図っていきたいというものでございます。今、量的な規制は、今回しておらないのですけれども、これにつきましては、今、地下水の採取をしている量とか、それをこれから調べていくというようなことで、量的な規制については、そこまでは、まだ調査ができていないというようなことで、今回見合わせをしているものでございます。

塩尻市の今現在の水位測定なのですけれども、今、中央スポーツ公園の深井戸で観測井を自動で、業者に委託をして行っております。もちろん、渇水期のときには水位が低くなりまして、降水期のときには水位が高くなるようなことは確認はしておるところなのですけれども、ただ、地下水の賦存量、どのくらい存在しているか、量とかというのはこれからでして、継続をして水位を測定をしながら有効なデータをとっていく中で見ていくというような状況になっているところでございます。以上です。

○横沢英一委員 今までの登録はしていないわけだね。地下水の水を上げたりなんかしている工場だとか、そういうのは届け出、今後はさせていくのか。この文章で見ると、新規のものだけなものですから。そういうことと、もう一つは、やはり水位の報告とか、そういうことをさせないと、せっかくここで申請をさせても実効が出ないと、要は思うのですが、そこら辺はどうでしょうか。

○生活環境課長 今までに深井戸を設置している方につきましても、この条例が施工されて以降90日以内に届け出るように、こちらのほうからも周知をしながら、お願いをしていくところでございます。

○横沢英一委員 それと、水観測だとか、そこら辺はどうですかと、さっき聞いたのですが。

○生活環境課長 今後、今現在では、ポンプの容量とか、容量に応じての1日どのぐらいくみ上げるとかいうようなものは、今回、届け出のほうに記載をさせていただいて、提出をしてもらうというようなことになっておりますので、状況を見ながらやっていきたいというふうに思っております。

○横沢英一委員 せっかく、これだけのことをやるのだから、そういうようなことも一緒に報告してもらって、塩尻市全体がどんな状況だということを、やはり把握したほうが良いと思うのですけれども、ぜひ、お願いします。

○委員長 要望でよろしいですか。

○横沢英一委員 答弁をお願いします。

○委員長 答弁ある。

○生活環境課長 今、市内でも過去に調査をした結果によりますと、大体個人の家庭からの深井戸も入れますと、大体300ぐらいあるというようなことがわかっております。今、現在、それが平成25年のときの調査でございまして、今、現在使われているかというのは、今後、この届け出によって把握できるかなと思っております。それによりまして、どのぐらいの水がくみ上げられているというのがわかると思っておりますので、その辺のところを見極めながら、やっていきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。

○横沢英一委員 はい。

○永田公由委員 ここで、地盤沈下を入れて、水の井戸を掘るときに届け出をさせるという条例をわざわざつけ加えるということについては、何か理由があるわけですか。全国的に、今、中国から来て、水がどうのこうのというような問題もあるもので、塩尻でもそういったようなことが見込まれるから、早めにこういった条例をつくらせて、規制をかけようというようなことですか。

○生活環境課長 まず、一番の理由は、先ほども少しお話しをさせていただきましたけれども、アルプス地域地下水協議会というものが発足いたしまして、その中で、松本盆地の水をくみ上げる量とか、水質について調査をして情報を共有していこうというようなことで、指針をつくりまして取り組んでいくということになっております。今まで、塩尻市については、そういうくみ上げる量とか、そういうものが把握できておらなかったものですから、これによりまして、協議会で構成する自治体と一緒に情報共有しながら、やっていきたいというようなことで、データとりをしたいというようなことで、一番は、その目的があって、今回、条例のほうに載せさせていただいたというものでございます。

○永田公由委員 北小野に水をつくっている会社がありますよね。あそこは井戸ですか、それとも川の水か何か使っているわけですか。

○生活環境課長 係長より答弁させていただきます。

○環境係長 エコプロダクツだと思っておりますけれども、あそこは水道の三才山沢配水池のポンプアップした水を

一部分けているという認識なのですけれども。

○永田公由委員 水道水ということ。

○環境係長 水道でくみ上げた井戸の水の一部を分けているということでいいと思っております。

○永田公由委員 水道水になる水を分けてもらっていると、水がね。わかりました。いいです。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第3号につきましては原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第3号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第4号 塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例について

○委員長 それでは、先に進みます。議案第4号塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○情報政策課長 それでは、議案第4号をお願いいたします。塩尻情報プラザ条例の一部を改正する条例となります。議案関係資料の11ページをお願いいたします。提案理由ですけれども、塩尻情報プラザの利用料を見直すことに伴い、必要な改正をするものです。中身につきましては12ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

現行の第10条の4、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入にしてとなっている部分につきまして、利用料金ではなく利用料というふうに改正をさせていただくものでございます。また、別表第10条関係ですけれども、午前、午後、夜間と、あと午前午後合わせて昼間、午後夜間を合わせて昼夜、それから通しで全日というふうに区分させていただいているのですけれども、それぞれの細かい合計を足したときに、合計に合わないという部分がありまして、それにつきまして、今回改正させていただいたものになります。

お戻りいただきまして、条例の施行に関しましては、令和2年4月1日から施行するものとなります。私のほうからは以上となります。

○委員長 それでは質疑を行います。質問がありましたらお願いします。

○山口恵子委員 この情報プラザの機能ですけれども、開設した当初の目的と今の目的が何か違ってきているように思うのですけれども、今、情報プラザとしてはどのような役割を果たしているのかお聞きします。

○情報政策課長 情報プラザ開設当初は、市民の情報リテラシーの向上に寄与する部分を含めて、まだインターネットが普及していない時期でありましたので、高速インターネットの提供などを行ってございましたけれども、既に市民の皆様もスマホなどお持ちでインターネット接続に関するサービスについては、終了させていただいております。ただ、市民の情報リテラシーの向上の部分につきましては、今でも講座を開催しております。

の部分はそのまま生かさせていただいておりますし、情報インフラの基盤という部分におきましては、開設当初から変わっておりませんので、その部分については、ずっと行っているという形をとっております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかには。

○山口恵子委員 情報プラザだけのことに限らないんですけど、データ管理の問題で、先ごろ、ほかの県の県庁のほうで個人情報などいろいろデータが漏れてしまって問題になっていますが、そのハードディスクの管理ですとか、その辺の塩尻市としての危機管理体制がどのようになっているのか、お聞きします。

○情報政策課長 塩尻市につきましては、今回のハードディスクなどからの情報漏れという部分につきましては、サーバーの関係かと思うんですけども、市役所の中の端末に関しましては、データは一切端末の中に置けない仕組みを用意しております、全てファイルサーバーといわれるところに保存できる形をとっております。ですので、例えば今回話題になっているブロードリンクという会社はパソコンの回収とかも業務としてはやっているんですけども、そこについても塩尻市から出たパソコンについては、中のデータ等は一切、残っておりませんので、回収されていっても、情報漏洩が行われることはないという仕組みで運営をしているという形になっております。以上です。

○委員長 いいですか。ほかにはよろしいですか。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第17号 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長 次に進ませていただきますが、議案第17号塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、御説明をさせていただきます。説明に入る前にまず、今回の人事院勧告の概要につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。まず、給与の改定ということでございますが、こちらにつきましては、民間の給与の格差、これが0.09%あるということで、これを埋めるために俸給表の水準の引き上げを行うということでございます。内容としましては、初任給、それから若年層の俸給月額引き上げということでございまして、一般職の大卒程度に係る初任給につきましては、1,500円の引き上げ、それから、高卒程度に係ります初任給につきましては、2,000円引き上げということでございます。これを踏まえまして、30歳代半ばまでの職員の俸給につきまして、所要の改正を行うということでございます。それから、期末・勤勉手当についてでございますけれども、民間の特別給の支給割合との均衡、こちらを図るために、支給月数を0.05月分引き上げるもので

ざいまして、引き上げ分を勤勉手当に配分するというにしております。それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、追加をさせていただきました議案関係資料のほうの1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の提案理由でございますけれども、先ほど御説明申し上げました人事院勧告によります国家公務員の給与改定、これに準じまして、一般職の職員の給与の改定、それから常勤の特別職の職員、それから議会の議員の皆さんの期末手当の支給割合の改定を行うことに伴いまして、必要な改正を行うものでございます。

2の概要についてでございますけれども、(1)番、一般職の職員につきましては、勤勉手当の支給割合を100分の185から100分の190に引き上げるもの、それから(2)としまして、常勤の特別職の職員と議会の議員の皆さんにつきましては、期末手当の支給割合を100分の335から100分の340に引き上げるものでございます。詳細につきましては、3ページ以降の新旧対照表で御説明をさせていただきますけれども、2ページに改正前と改正後の参考資料がございますので、こちらをごらんをいただきながらお聞きいただければというふうに思っております。

それでは、新旧対照表の3ページになります。第1条関係、塩尻市一般職の職員の給与に関する条例でございますけれども、このうち第31条の改正につきましては、勤勉手当の額につきまして、100分の5引き上げる率を12月の支給で調整する改正となっております。第1号につきましては、再任用職員以外の職員につきまして、現行6月、12月とも100分の92.5となっているものを、改正案としまして、12月は100分の97.5に、それから括弧内になりますけれども、特定幹部職員、これは部長級の職員になります。こちらにつきまして、現行、6月、12月とも100分の112.5となっているものを、12月につきましては、100分の117.5に改めるものでございます。こちらにつきましては、公布の日から施行しまして、平成31年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

続きまして、4ページになります。第2条関係になります。塩尻市一般職の職員の給与に関する条例についてでございますが、こちらにつきましても、第31条の改正ということで、勤勉手当の額を規定をしております。そのうち、第1号になりますけれども、再任用以外の一般職の勤勉手当の支給割合につきまして、6月と12月の異なった支給割合を31年は人事院勧告に基づいて行いますので、それを一般職の職員は100分の95、それから特定看護職員につきましては、100分の115とするものでございます。こちらにつきましては、令和2年の4月1日から施行するものでございます。

続きまして、5ページになります。第3条関係でございますけれども、こちらは塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例でございます。こちらにつきましては、本年度の期末手当の12月の支給割合を改正させていただくものでございまして、100分の167.5を100分の5引き上げまして、100分の172.5に改めるものです。こちらにつきましては、公布の日から施行をしまして、平成31年4月1日から適用するものでございます。

次に6ページをお願いいたします。こちら第4条関係、塩尻市特別職の職員等の給与に関する条例になりますけれども、令和2年度以降の期末手当の支給割合を同率にするものでございまして、6月、12月とも、100分の170に改めます。こちらにつきましては、令和2年の4月1日から施行するものでございます。

続きまして、7ページになります。第5条関係でございますけれども、塩尻市議会議員の議員報酬等に関する条例でございます。こちらにつきましても本年度の期末手当12月の支給割合を改正させていただくものでございまして、100分の167.5を100分の5引き上げまして、100分の172.5に改めるものでございます。こちらにつきましても、公布の日から施行をしまして、平成31年4月1日から適用するものでございます。

最後に8ページになりますが、第6条関係、こちらも塩尻市議会の議員の議員報酬に関する条例でございますけれども、令和2年度以降の期末手当の支給割合を改正させていただくものでございます。こちらにつきましては、6月12月とも、100分の170としまして、令和2年の4月1日から施行するものでございます。説明につきましては以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問等がありましたらお願いします。

それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第17号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第17号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

---

### 議案第11号 字の区域の変更について

○委員長 議案第11号字の区域の変更についてを議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第11号字の区域の変更についてでございますけれども、議案関係資料で説明をさせていただきますので、29ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1の提案理由でございますけれども、新体育館建設事業に伴いまして、当該事業区域内の字の区域を変更することにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に2の概要でございますけれども、新体育館建設事業区域内にあります大字広丘郷原字桔梗ヶ原、地番は1656の9、面積は264平方メートルでございますけれども、その1筆を大字広丘郷原字上原に変更するものでございます。これにつきましては、この事業区域内には全部で20筆の土地がございまして、このうち、今回該当の1筆のみが字が桔梗ヶ原となっております。これにつきましては、新体育館の管理上、20筆を合筆をしたいことから、字の変更を行いまして、全ての字を上原としたいものでございます。

3の該当となる位置につきましては、次のページ、30ページをおめくりいただきたいと思いますけれども、場所としましては、桔梗荘南交差点というものがございまして、こちらの東側の網かけ部分、こちらの区域になってございます。

ページをお戻りいただきまして、4の効力発生日につきましては、地方自治法第260条第2項の規定による告示の日から効力が発生するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。質問がございましたらお願いします。

○永田公由委員 ちょっと教えてもらいたいたけど、20筆あって、地番は違うわけだね。例えばきのこの体育館の条例だと郷原1657番地の2なんだけど、今回だと1656の9ってなってるよね。だから、宇上原は同じなんだけど、地番についてはそれぞれ幾つか出てくるっていう解釈でいいわけ。

○総務人事課長 今、委員おっしゃるとおり、地番についてはそれぞれ出てくるということでよろしいです。

○永田公由委員 違ってくるということですね。

○委員長 ほかに。よろしいですか。それでは質疑を終了します。自由討議ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第11号につきましては原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第11号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで10分間休憩を入れたと思います。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

議案第14号 令和元年度塩尻市一般会計補正予算(第5号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生総務費5目環境衛生費、7目斎場費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、12款公債費、第2条地方債補正について

○委員長 次に、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算第5号を議題といたします。総務生活委員会関係分につきまして、慣例によりまして歳出から説明をしていただきたいと思います。

○総務人事課長 それでは歳出からになりますけれども、資料の17、18ページをごらんいただきたいと思います。

17ページ以降の歳出全般に関しましては、このうち人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容についてまず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は原則として省略をさせていただきたいと思いますので、御了承ください。人件費につきましては、本年度の人事異動に伴う内容を加味いたしまして、年度末を見通した上で各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬、それから臨時職

員賃金の補正をお願いするものでございます。また、臨時職員賃金につきましては、県の最低賃金の見直し、これに伴って見直しをさせていただくものでございます。

それでは説明に入らせていただきますけれども、1 款議会費を省略させていただきます、2 款総務費 1 項総務管理費からお願いをいたします。1 目一般管理費中、3 つ目の白丸、人事事務諸経費の黒ポツ、普通旅費 3 3 0 万円につきましては、今回の台風第 1 9 号災害に対します長野市、須坂市等、県内被災地への職員派遣に関する旅費となっております。私からは以上でございます。

○**財政課長** 次の5 目財産管理費の2 つ目の白丸、基金積立金 4 0 0 万円の増額につきましては、スポーツ振興に 3 0 0 万円、森林整備に 1 0 0 万円の寄附がございましたので、それぞれの基金に積み立てるものでございます。以上でございます。

○**情報政策課長** 続きまして、7 目情報開発費でございます。1 つ目の白丸、行政情報等システム運用事業の黒ポツ、システム保守委託料につきましては、地方自治法施行規則の一部を改正する省令より 7 節賃金が削除されることに伴いまして、財務会計システムの改修を行うものとなっております。

また、次の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運用事業につきましては、1 つ目の黒ポツ、支障移転等工事費ということで、それぞれ道路改修であったり中部電力の電柱の移設等含めまして、計 6 本の支障移転につきまして補正を行うものでございます。以上です。

○**市民課長** それでは、次の 1 9、2 0 ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、1 項 1 0 目生活支援対策費について説明をいたします。説明欄白丸、外国籍市民支援事業でございます。8 7 万 5, 0 0 0 円の増額でございますけれども、近年増加傾向にある外国人の相談業務に対応するため、3 0 言語に対応した翻訳アプリを入れたタブレット端末 2 台の導入と相談カウンター等を整備し、一元的なワンストップ相談窓口機能を充実した市民サービスの向上を図るものでございます。なお、これらに用する費用は、国が多言語化に対する相談体制の整備を強化するために、交付金の補助対象自治体を 9 月から全ての自治体に広げたことから整備費は 1 0 分の 1 0 の補助金、運営費につきましては 2 分の 1 の特別交付税があることから、この交付金を活用して行うものであります。以上です。

○**危機管理課長** 続きまして、2 1、2 2 ページをお願いいたします。1 3 目防災防犯費、2 番目の白丸、防災防犯諸経費の消耗品費 1 1 2 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、1 0 月 1 2 日の台風 1 9 号災害で、災害協定によりまして、被災地の長野市及び須坂市の避難所へ本市の備蓄品から提供いたしましたアルミロールマット 1 1 0 枚、カセットコンロ 3 9 台の補充分、また、ごみ運搬等の災害支援活動にかかわる軍手、ゴーグル、マスク等の消耗品費であります。

○**市民課長** それでは、続きまして、次の 2 3、2 4 ページをお願いいたします。一番上、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費について説明いたします。説明欄白丸、戸籍住民基本台帳事務諸経費 1 2 万 9, 0 0 0 円の増額でございますが、今後、マイナンバーカードの取得増加が見込まれることから、市役所を出て商業施設や希望企業等へ出向き、カードの取得促進を一層進めるため、タブレット端末とモバイルプリンターを購入するための費用でございます。なお、この整備に係る費用は、今年度内の整備に限り国の補助金として規定内であれば 1 0 分の 1 0 の補助が 1 0 月から可能となったため、これを活用して整備するものでございます。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。一番下になります3款民生費の1項7目国民健康保険総務費について説明いたします。説明欄、一番下、3つ目の白丸になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金93万2,000円の増額ですが、国保事業におきましてリースで使用しているパソコンのOS、Windows7のサポート期間が1月末に終了することに伴いまして、その2台のパソコンのバージョンアップと、独自で保有している3台のパソコンの更新設置委託料をお願いするものであります。私からは以上です。

○生活環境課長 続きまして、33、34ページをお願いいたします。中段の4款1項7目の斎場費、11節需用費、営繕修繕料の83万4,000円でございますが、斎場施設維持整備費の営繕修繕料でございます。9月に実施しました火葬炉点検の結果による緊急修繕を行うものでありまして、3炉ありますうち、全ての炉におきまして、燃焼関係の部品、バーナー、計器、オイルコック等の取りかえと、2号炉の火葬用台車の車輪を交換するものでございます。以上です。

○危機管理課長 続きまして、41、42ページをお願いいたします。9款消防費1項2目非常備消防費、2番目の白丸、消防団諸経費のうち消耗品費209万1,000円の増額につきましては、消防団各部に配備いたしますトランシーバー177台分の購入費でございます。また、その下の備品購入費205万7,000円の増につきましては、これも消防団の各部に配備いたしますチェーンソー34台分の購入費で、消防団の装備の充実強化を図るものでございます。いずれも、消防団は国の補助事業でございますが、消防団救助能力向上、資機材、緊急整備事業で補助申請が採択されましたので今回の補正をお願いするものであります。

次ですが、4番目の4目の水防費の白丸、水防対策事業費の水防用資材38万5,000円の増額につきましては、先ほどの防災防犯費と同様に台風19号災害で須坂市へ泥の搬出用といたしまして、本市で備蓄しております土のう袋を提供いたしましたので、その補充分ということで5,000枚の購入費でございます。以上です。

○財政課長 それでは、ページが飛びまして、53、54ページをお願いいたします。12款公債費でございますけれども、8款5目の住宅費におきまして、人事異動に伴う人件費125万3,000円の減額がございました。そこに充当しておりました市営住宅等使用料を公営住宅建設事業債の償還に変更して充当するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げますので、お戻りをいただきまして、11、12ページをお願いいたします。10款地方特例交付金の説明欄、子ども・子育て支援臨時交付金609万7,000円の増額につきましては、私立幼稚園、認可外保育施設の利用者数が見込みを上回ったことによりまして、歳出の子育てのための施設等利用給付費交付金を増額することに伴うものでございます。

15款国庫支出金の1つ目の黒ボツ、児童扶養手当負担金1,644万9,000円の増額につきましては、制度の改正によりまして、児童扶養手当の増額に伴う国3分の1の負担分でございます。次の個人番号カード交付事務費補助金10万4,000円及び、その下の外国人受け入れ環境整備交付金81万4,000円の増額につきましては、歳出で説明がありましたマイナンバーカードの交付事務、また、外国籍市民支援事業の増額に伴う国10分の10の補助でございます。次の保育所等整備交付金3,405万5,000円の増額につきましては、民間事業者が行います小規模保育事業所等の整備にかかわる国の補助金でございますし、その下の子育てのための施設等利用給付交付金627万3,000円の増額につきましては、先ほど申し上げました幼稚園等の利

用者数が見込みを上回ったことによるものでございます。次の社会資本整備総合交付金の道路分3,930万円の減額につきましては、国の内示に伴うものでございますし、その下の広丘吉田地区分554万9,000円の減額につきましては、北部交流センター整備事業の完了に伴うものでございます。次の消防団設備整備費補助金138万1,000円の増額につきましては、歳出で説明がありました消防団諸経費の増額に伴う国3分の1の補助でございます。

おめくりをいただきまして、13、14ページをお願いいたします。16款県支出金の1つ目の黒ボツ、高齢者にやさしい住宅改良促進事業補助金83万円及びその下の地域福祉総合助成金63万円の増額につきましては、それぞれ利用申請件数の増加によります高齢者及び障害者の住宅改良促進事業の増額に伴う県2分の1の補助金でございます。次の子育て支援総合助成事業補助金800万円及び子育てのための施設等利用給付交付金8万7,000円の増額につきましては、国庫支出金で申しあげました施設整備、あるいは幼稚園等の利用者の増加に対する県の補助分でございます。

次に18款寄附金につきましては、スポーツ振興に300万円、森林整備に100万円の寄附をいただいたものでございます。

19款繰入金のスポーツ夢基金繰入金216万円の増額につきましては、青少年のスポーツ全国大会等への出場者の増加によりまして、激励金を増加したことに伴う基金からの繰入金でございます。

20款繰越金につきましては、今回の補正予算案の收支調整を図ったものでございます。

21款諸収入の財務会計システム使用負担金12万1,000円の増額につきましては、会計年度任用職員の導入による財務会計システムの改修に伴い、本システムを利用している松塩筑木曾老人福祉施設組合及び塩尻市辰野町中学校組合に改修費の一部を求めるものでございます。その下の前年度松塩筑広域施設組合負担金返還金1,925万3,000円の増額につきましては、広域施設組合の前年度決算に伴いまして負担金を精算するものでございます。

おめくりをいただきまして、15、16ページをお願いいたします。22款市債につきましては、国の内示により防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の対象とされた事業について予定しておりました起債を防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債に組みかえるもので、充当率100%、交付税参入率50%のものでございます。また、中段にございます5目1節の道路橋梁債につきましては、社会資本整備総合交付金の内示による事業の縮小に伴い、公共事業等債を減額するものでございますし、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、特に路面の損傷が激しい市道路線の改良工事の増加に伴うものでございます。

再度、お戻りをいただきまして、5、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正につきましては、事業の変更等に伴いまして5、6ページは限度額を変更するもの。おめくりをいただいた7ページにつきましては、追加をするものでございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行いたいと思いますが、基本的に、最初は歳出にかかわる部分についてお願いをしたいと思います。質問がありましたら、お願いいたします。ありませんか。

○山口恵子委員 42ページの消防団諸経費についてお聞きします。消防団の皆さんの活躍は、本当に現場で初期対応をしていただくことが、人命の、本当に左右するぐらいの大事なお仕事なのですけれども、今回チェーン

ソーを配備するというので、その訓練と言いましょか、現場での対応とか使い方とかを、やはり事前にやっておく必要があるかと思いますが、その辺の対応についてお聞きします。

○**危機管理課長** 消防団におきましては、年1回の総合訓練ということで、全消防団を対象としまして毎年訓練を行っているところでございます。今までもチェーンソーで救出訓練ということもやっておりますので、また全部ここで整備されますので、また、今後もそういった訓練を取り入れていくような形で考えていきたいと思いません。

○**山口恵子委員** チェーンソーを使うような現場というのは、やはり想像をすると、いろいろ、地震とか倒壊とかで、その中から人命救助に当たるような場面も想像されるのですけれども、あくまでも消防団員の命というか、安全の確保をした上で使っていただくことが重要だと思いますので、その辺の徹底もお願いしたいと思いません。要望です。

○**委員長** ほかにございますか。

○**副委員長** 20ページをお願いいたします。外国籍市民の支援事業についてお聞きしたいと思いませんけれども、窓口の充実ということをお考えですが、どこの場所を充実なさるかということと、職員対応の充実は考えていらっしゃるかということと、あと、こういう支援事業が充実したということで、中小事業所へのPRについてはどのような方法をお取りになるかお聞きしたいと思いません。

○**市民課長** 充実につきましては、今のくらしの相談窓口のところへカウンターをしっかりと整備をさせていただいて、案内看板もつけまして、外国人対応に対する相談窓口がしっかりとわかるような形で整備をさせていただきます。それとあわせて、人的につきましては、人は今のところ、ふやす予定はありませんけれども、外国人に対応した、先ほども説明をしましたタブレット端末が11言語に対応できるということで、そのタブレット端末を導入しまして、対話に使ったり、市民課だけではなくて、各課へ、もちろんワンストップ窓口としてやりますけれども、どうしても限界を迎えなければいけないものにつきましては、タブレット端末を職員が持って、そちらで対応できるような体制をしていきたいと思っております。それから、周知につきましては、チラシをつくりまして、事業所ということは今のところ考えてはいないのですけれども、一般の市民に対しまして、こういう窓口を整備したので相談等がありましたらお気軽にということで、チラシで周知をさせていただく、またホームページ等で広報していくつもりでおります。以上です。

○**副委員長** 商工会議所のほうで、中小事業所の支援をしておりますので、商工会議所のほうにも、ぜひ、チラシ等を配布していただいて、この事業が充実していくようにお願いしたいと思いません。

○**市民課長** 会議所のほうとも連携をさせていただいて、会議所にも広報とかを郵送しておりますので、そういったものに、もし同封できればということで御案内をさせていただければと思いませんので、検討させていただきます。

○**委員長** ほかに、歳入も含めてありましたらお願いします。よろしいですか。いいですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、質疑を終了して自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 討論を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第14号令和元年度塩尻市一般会計補正予算（第5号）中、当委員会に付託された部分につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号中、当委員会に付託された部分につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第15号 令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長 次に、議案第15号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、別冊になりますけれども、議案第15号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。まず、表紙、別冊になりますけれども、表の1ページを見ていただきますように、第1条にありますように、国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ103万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ69億6,724万4,000円とするものでございます。

それでは、歳入のほうから説明をさせていただきますが、7、8ページのほうをお開きいただきたいと思えます。3款1項の県補助金でありますけれども、外国人被保険者の在留資格及び在留期限日等を管理するためのシステム改修に対し、交付するためのもので、後ほど歳出でも出てきますけれども、その改修に対し交付されるもので、特別調整交付金10万5,000円を増額するものでございます。

では、続いて、9、10ページのほうの歳出のほうを説明をさせていただきます。9、10ページ、国保会計でも一般会計同様に、このページにあります説明欄の嘱託員報酬、臨時職員賃金、社会保険料につきましては、10月からの最低賃金引き上げに伴う増額分でございます。それ以外の1款1項1目の一般管理費、説明欄の2つ目の白丸、国保事務諸経費中、2つ目の黒ポツ、税情報等システム改修委託料10万5,000円は、先ほど歳出で説明しましたとおり、外国人の被保険者の資格管理に関するシステム改修費でございます。

その下、4款1項1目特定健診審査等事業費、説明欄白丸、特定健診審査等事業諸経費73万6,000円のうち、2つ目の黒ポツ、システム保守委託料につきましては、パソコンのOS、Windows7のサポート期間が1月末で終了することに伴いまして、現在リース中の国保連合会用のパソコン2台のバージョンアップと、独自に市で保有しております3台のパソコンの更新設定委託料になります。その下の黒ポツ、備品購入費39万5,000円につきましては、市独自で保有しています国保事務に使っている3台のパソコンの備品購入費になります。説明は以上になります。

○委員長 質疑を行います。御質問、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了して自由討議を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第15号令和元年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号につきましては全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案に関する審査は以上でございますが、行政側からほかにありましたらお願いをいたします。

---

#### 閉会中の継続審査の申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞ、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がございましたが、これにつきまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

以上で、当委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたいと御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 慎重に御審査をいただきまして、提案を申しあげました全ての議案につきまして、御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御意見、御要望につきましては、今後の行政に活かしてまいりたいというふうに考えております。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、12月定例会総務生活委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

午前11時27分 閉会

令和元年12月12日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 平間 正治 印